

## <ホームページ用調査結果要約>

本調査は、欧米主要国(米国・英国・フランス・ドイツ・イタリア・オーストラリア)における国防担当省庁及び軍が実施する途上国支援のあり方及び同支援とODAの関係に関する情報を収集・整理・比較分析することを目的として実施した。以下に各国の調査結果概要を記載する。

### 米国

米国においては、ODA 適否に関わらず、経済支援・軍事支援を含んだ「対外援助」という概念で各省庁に予算を付与しており、援助実施後に米国国際開発庁(USAID)が ODA 適否を判断することとなっている。

国防総省は、軍事支援を含む様々な対外支援を実施している。2011 年の国防総省の対外援助予算の総額は、約 652 百万 USドルであった。その内、ODA として認められたものは、約 7 百万 USドルであり、ODA の割合は極めて小さい。尚、米国の ODA 総額のうち、国防総省の実施している ODA 割合は約 2%となっている。2005 年頃には国防総省の ODA 実施額が急増したが、それにはアフガニスタン・イラク支援の大規模予算が国防総省に付与された背景があった。現在は当該予算の減少に伴い、国防総省の ODA 実施額も減少している。

国防総省では様々な支援を実施しているが、ODAとして認められるスキームとしては Overseas Humanitarian Disaster and Civic Aid (OHDACA)がある。同スキームでは、災害時などにおける物資輸送支援、災害対策のためのインフラ建設やキャパシティビルディングなどを実施している。非軍組織への支援のみに活用される枠組みであり、ODA 非対象国への支援以外は全て ODA として計上されている。尚、国防総省がこういった対外援助を実施していく中で、USAID は Office of Military Affairs を設置し、平時からの国防総省との情報交換や連携を図るための体制を整備している。

米国においては、OECD/DAC ルールに基づいて、USAID 内で ODA 判断を行なっている。軍組織への支援は ODA にはならないが、例えば兵士への HIV/AIDS 支援実施のように、最終的に一般市民への感染症の蔓延予防のために役立つ施策については、ODA として認められる場合もある。

尚、巡視艇等の装備供与に関しては、Excess Defense Articles(EDA)や Foreign Military Sales(FMS)といった余剰品等を安価で売却する枠組みを活用する場合もある。装備供与の際の ODA 判断基準としては、供与先機関が軍であるか否か、供与物に武器弾薬を含むか否か、使用用途が国境管理のためであるか否か等を基準に ODA 適否を判断する。過去フィリピン警察への海洋監視システム供与については、当該基準を基に ODA と判断された事例もある。

## 英国

英国では、外務省(FCO)・国際開発庁(DFID)・国防省(MOD)の3省庁が連携した破綻国家の安定化支援を実施する組織(Stabilisation Unit)や、共同の基金(Conflict Pool)が設立されており、全政府アプローチの中で国防省が大きな役割を果たしている。尚、開発援助予算は、各省庁で執行された後、プロジェクト毎に ODA 適否を DFID へ報告させている。

2011 年の英国の ODA は約 8,446 百万 UK ポンドであった。但し、その中で国防省が単独で実施している割合は 0.05%以下となっており、極めて小さいことがわかる。英国では、ODA 案件と非 ODA 案件の混合を重視しており、各国のニーズに合わせて ODA 適否にこだわらない質の高い開発援助の提供を目指している。そのため、国防省が実施する案件は、DFID 等が実施する ODA 案件と連動した非 ODA 案件が多い傾向にある。

Conflict Pool は、各省庁の通常予算外として追加的に付加されている3省庁共同の基金である。3省庁が連携してプロジェクトを立案し、その内容に応じていずれかの省庁がプロジェクトを主導する。現状では、国防省が主導する案件はほぼ全てが ODA 対象外である。また、同基金のおよそ5割は ODA 対象外となっている。

ODA 適否判断は、各プロジェクト担当が実施した上で DFID に報告させていることから、DFID では OECD/DAC ルールを解説した文書を提供している。それには、英国軍が実施する案件で ODA 対象となりえる分野や、ODA 非対象の分野、国連等国際的な枠組みであれば ODA となりえる分野等が整理しており、英国内での DAC ルールの解釈となっている。

## フランス

フランスにおいては、外務・欧州省が中心となり、途上国支援を行なっている。フランスの 2011 年の ODA 総額は 9,751 百万ユーロであった。このうち、紛争・平和・安全保障セクターでは 2010 年には 58.98 百万ユーロが計上されている。このうち国防省が実施した額については明らかにされていないが、皆無に近いと考えられる。

フランスにおいては、国防省が積極的に途上国支援を実施はしておらず、国連等国際的な枠組みでの活動や ODA 対象外の軍事支援が多いと考えられる。途上国支援に関しては、内務省参加の警察や憲兵隊が盛んな活動を行なっている。

## ドイツ

ドイツにおいては、連邦経済開発協力省(BMZ)と外務省が途上国支援を実施している。人道目的や集団安全保障体制の枠組みを超える連邦軍の海外派兵は基本法によって禁止されており、軍による途上国支援については、国連や EU 等の国際的枠

組み内での派兵の場合には、連邦国防省が外務省・内務省・BMZ や国際機関との調整の上、連邦議会によって承認されるというプロセスを経ることが求められる。

ドイツの ODA 実施額は、2010 年には 98 億 390 万ユーロであった。その内国防省の実施額は 900 万ユーロとなっており、全体のわずか 0.1%に留まっている。

巡視艇等の提供に関しては、PKO 枠組み内での供与実績は存在するものの、ODA 枠組みでの実績の詳細は不明である。但し、ドイツは武器輸出の枠組みからの巡視艇の輸出に力を入れているものと思われる。

ドイツでは、NATO 領域を超える海外派兵は、1994 年まで違憲とされていた背景もあり、現在でも途上国支援は BMZ が中心的役割を果たし、国防省の積極的な参加は見られない。但し、アフガニスタンにおける PRT 活動のように、テロとの戦い等の推進の中で、国防省の途上国支援の範囲は徐々に広がっているものと考えられる。

## イタリア

イタリアでは外務省が開発援助の中心的役割を果たしている。2010 年のイタリアの ODA 支出の総額は、約 31 億ドルであった。その内国防省には予算配分・支出実績はない。これは、途上国支援活動の根拠となる「49/1987 年法」の中で、軍事的性格のある活動への ODA 予算の転用が禁止されていることに由来すると考えられる。

現在は、軍による途上国支援は、イタリア単独ではなく、国連や EU、NATO 等の国際的な枠組みで実施されている。国連平和維持活動拠出金に加え、2006 年の実績では国防予算から 1 億 2,000 万ユーロを PKO 活動のために支出しており、これらの一部は ODA として認められていると考えられる。

尚、現状では、途上国支援に関して、軍ではなく憲兵隊 (Carabinieri) の積極的な活用が行なわれている。

## オーストラリア

オーストラリアの途上国支援は、オーストラリア国際開発庁 (AusAID) が中心となり、援助政策の企画・立案・実施を行なっている。

国防省の ODA 配分は、2012 年で 1,170 万オーストラリアドルである。これは、豪州の ODA 額の 51 億 5,300 万オーストラリアドルの内、約 0.2%と極めて小さく留まっている。この中には、途上国のセキュリティ対策支援等防衛協力プログラムやアフガニスタンでの PRT 活動等が計上されている。

防衛協力プログラムのうち、巡視艇の供与を行っているものに Pacific Patrol Boat Program (PPBP) がある。これは、太平洋島嶼国の海上警備能力向上のため、巡視艇の供与やその維持支援等を実施するもので、1980 年代より 22 艇を各国に供与している。パプアニューギニア、フィジー、トンガ以外は非軍組織に供与しているが、PPBP は ODA 対象とはなっておらず、全て国防費より捻出されている。

尚、豪州では連邦警察が AusAID の次に大きな ODA 実施組織となっており、2012 年で国防省の約 10 倍の予算規模を有している。連邦警察においても、警察船舶の供与等を ODA で実施しているが、あくまで近海での不審者取締り等を目的としたもので、遠洋のパトロール可能な巡視艇供与等を行っていない。

オーストラリアでは、ODA ルールについて極めて保守的な解釈をしているとされており、仮に非軍組織への支援であったとしても、ODA とは見なさない場合も多い。